

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市文化関係大会等出場者激励金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	文化の分野における国際大会、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、その活躍を祈念し激励することを目的として激励金を支給する。
補助事業者	市内に住所を有し、かつ居住する者で、大会に参加する以下の者 (1)出場する本人 (2)大会の開催要領等で必要と認められて参加する者 (3)指導者等で、児童生徒に同行する必要がある者
補助対象経費	-
類似補助の有無	有り（※一部類似）
	○同種の補助金の統合検討
	佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金要綱
補助金額（定額、上限、下限等）	(1)高校生以下 《県内》3万円/1人、団体上限30万円 《県外》5万円/1人、団体上限50万円 (2) それ以外（一般） 《県内・県外》1万円/1人、団体上限10万円
	※高校生以下が出場する場合に共に大会に同行する指導者等については、高校生以下と同様の取扱いとする。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	激励を趣旨とし、不足分を補うという補助金の趣旨と異なるため。
補助率等	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	—
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	—
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 文化関係大会等への出場は、出場者本人の能力・努力により成し得るところが大きいため、出場数を数値目標とすることはできない。 また、すでに大会出場が決定した者に対し、激励の意味を込めて使途を指定せず支給するものであることから、費用対効果の算出は困難。激励金支給者にはアンケートを実施し、意見等をもとに事業の評価をする。
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	—
補助終期	—
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	市ホームページ等で募集
事業担当	（担当部署）観光文化スポーツ部文化スポーツ課
	（電話番号）0259-63-5140